

平成 27 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社セゾン情報システムズ
 代表者名 代表取締役社長 宮野 隆
 (J A S D A Q ・ コード : 9640)
 問合せ先 取締役 経営企画室 室長 赤木 修
 電話番号 03-3988-3477

ECM マスター ファンド SPV 1 による
 当社株式に対する公開買付けに関する意見表明 (留保) のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、現時点においては、ECM マスター ファンド SPV 1 (以下「公開買付者」といいます。) による当社株式に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に対する意見の表明を留保し、金融商品取引法第 27 条の 10 第 2 項第 1 号に規定される公開買付者に対する質問を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	ECM マスター ファンド SPV 1	
(2) 所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1111、クリケット・スクエア、ハッチンズ・ドライブ、私書箱 2681、コーダン・トラスト・カンパニー (ケイマン) リミテッド気付 (Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P0 Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands)	
(3) 代表者の役職・氏名	ディレクター 高坂 卓志	
(4) 事業内容	当社の株券等を取得及び保有すること等	
(5) 資本金	2,000,000,000 円	
(6) 設立年月日	平成 26 年 12 月 31 日	
(7) 大株主及び持ち株比率 (平成 27 年 2 月 10 日現在)	ロイヤル バンク オブ カナダ トラスト カンパニー (ケイマン) リミテッド (Royal Bank of Canada Trust Company (Cayman) Limited) (エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー (以下「エフィッシモ」といいます。) が運用するイーシーエム マスターファンドの受託者として株式を所有)	100.00%
(8) 上場会社と公開買付者との関係		

資 本 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。 なお、公開買付者の特別関係者であるエフィッシモは、当社の普通株式 100 株（当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する所有割合は 0.00%）を所有しており、公開買付者の特別関係者であるロイヤル バンク オブ カナダ トラスト カンパニー（ケイマン）リミテッドは、当社の普通株式 4,488,800 株（当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する所有割合は 27.71%）を所有しております。
人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社又は当社の関係者若しくは関係会社と、公開買付者又は公開買付者の関係者若しくは関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社又は当社の関係者若しくは関係会社と、公開買付者又は公開買付者の関係者若しくは関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。 また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

注：公開買付者及びその関係者に関する情報は、公開買付者が平成 27 年 2 月 10 日付で提出した公開買付届出書に記載された情報によります。

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,700 円

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、公開買付者により開始された本公開買付けについて、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

(2) 意見の根拠及び理由

当社は、エフィッシモから本公開買付けを開始する旨の通告を受けて以降、本公開買付けの内容を慎重に検討しているところ、以下に記載する本公開買付けに至る経緯のとおり、本公開買付けは、当社取締役会や大規模買付ルール（以下に定義されます。）に基づき設置された特別委員会に対し、本公開買付けに関する検討のための十分な時間が与えられないまま突然開始されたものであるため、当社は、本日開催の取締役会において、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保し、公開買付者に対する質問を行うことを決議いたしました。

エフィッシモは、平成 23 年 9 月、主として市場内取引により、当社の議決権割合が最大 33%となる当社株式の買付けを行う可能性がある等として、平成 23 年 6 月 10 日開催の当社株主総会において承認された大規模買付ルール（以下「旧プラン」といいます。）に基づき、

当社に対し、意向表明書を提出しました。これを受けて、当社は、旧プランに従い、エフィッシモに対して必要情報の提出の要請等を行ったほか、特別委員会に対する諮問を行った上で、特別委員会からの答申の内容を最大限尊重して、エフィッシモから提案を受けた大規模買付行為に反対し、これを中止することを求める議案を、平成 24 年 6 月 12 日開催の当社株主総会に付議いたしました。同議案は、エフィッシモ及び当社の発行済株式総数の約 46.84% の株式を保有する株式会社クレディセゾンを除く出席株主の約 9 割の賛成により可決されたため、当社は、旧プラン及び特別委員会の答申に従い、エフィッシモに対し、当該株主総会において確認された当社株主の意思を厳に尊重し、直ちに大規模買付行為を中止することを要請いたしました。

その後、旧プランは、平成 26 年 6 月 12 日開催の当社株主総会の終結の時をもってその有効期間が満了したため、当社は、同株主総会において、エフィッシモ及び株式会社クレディセゾンを除く出席株主のうち 9 割超の株主の承認を得て、特別決議により定款の変更を行い、変更後の定款に基づき、旧プランの内容を一部変更して大規模買付ルール（以下、更新後の大規模買付ルールを「大規模買付ルール」といいます。）を更新しております。

今般、当社は、平成 27 年 2 月 6 日（金）、エフィッシモから、同月 9 日（月）に本公開買付けの開始を決定し、公表する旨の一方向的な通告（以下「本通告」といいます。）を受けました。本公開買付けは、大規模買付ルールに定める大規模買付行為に該当するため、当社取締役会は、大規模買付ルールに定める手続に従い、本公開買付けに対する意見をとりまとめ、公表することになります。

そこで、当社は、野村證券株式会社をフィナンシャル・アドバイザー、森・濱田松本法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、両者の助言を受けながら、本公開買付けに係る公開買付届出書、平成 23 年にエフィッシモが当社に対して提出した必要情報の更新として本通告とともにエフィッシモから受領した情報及びその他の資料の分析・検討等を開始いたしました。

大規模買付ルールにおいては、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、事前に、その判断の公正性を確保するために、特別委員会に対する諮問を行うものと定めております。当社取締役会は、本日、当社取締役会の本公開買付けに対する意見について特別委員会に諮問を行うことを決議し、諮問を行っております。

また、当社取締役会は、より慎重に本公開買付けに係る検討等を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめるため、本日開催の取締役会において、別紙【公開買付者に対する質問】記載のとおり、公開買付者に対する質問を行うことを決定いたしました。

当社においては、公開買付者に対する質問の回答も踏まえた上で、大規模買付ルールに従い、特別委員会による答申を最大限尊重し、当社取締役会としての最終的な意見を取りまとめて公表する予定であるため、当社は、現時点においては、本公開買付けに対する意見を留保することが適切であると判断いたしました。

株主の皆様におかれましては、当社が今後行うことを予定している再度の意見表明及び当社から開示される情報に引き続きご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

上場廃止の見込みはありません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

上記(2)に記載のとおり、当社取締役会は、大規模買付ルールに基づき、本公開買付けに対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、その判断の公正性を確保するために、特別委員会に対し、平成27年2月12日に本公開買付けに係る検討を行うことを要請し、更に、本日開催の取締役会において、当社取締役会の本公開買付けに対する意見について諮問を行うことを決議し、特別委員会に対して諮問を行っています。今後、当社は、特別委員会による答申を最大限尊重し、当社取締役会としての最終的な意見を取りまとめます。

5. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

6. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

7. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の買収を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の買収に対しては、当社の大規模買付ルールに従い対応してまいります。具体的な対応方針については、現時点においては未定です。

8. 公開買付者に対する質問

添付別紙をご参照下さい。

9. 公開買付期間の延長請求

公開買付期間は、金融商品取引法施行令第9条の3第6項に規定される期間(30営業日)であるため、金融商品取引法第27条の10第2項第2号に規定される延長請求はいたしません。

以 上

公開買付者に対する質問

(1) 株主意思の尊重に関する考え方

公開買付者においては、対象者の株主の意思を尊重する意思はございますでしょうか。

たとえば、対象者において本公開買付けの是非について株主総会に付議する場合、公開買付者において、①公開買付期間を延長するなどして当該株主総会の開催に協力する意向、また、②当該株主総会において、本公開買付けに反対し、公開買付者に対してその撤回を要請することが承認された場合（公開買付者及びその特別関係者（以下「公開買付者グループ」と総称します。）並びに株式会社クレディセゾン以外の株主の議決権の過半数によって承認されることを条件とします。）、当該株主総会決議に従い、本公開買付けを撤回する意向はございますでしょうか。

(2) 議決権割合にして 33%に相当する株式を保有することの意義

公開買付届出書によれば、公開買付者グループにおいては、本公開買付けは、あくまで「純投資」を目的とし、「議決権の行使により対象者の経営を支配すること又は重要提案行為等若しくは取締役の派遣により対象者の経営に影響を及ぼすことを目的としていない」とされております。

しかしながら、上場会社である対象者における株主の株主総会への出席率等を踏まえると、公開買付者グループの議決権割合が 33%となった場合、公開買付者グループが対象者の株主総会の特別決議事項について事実上拒否権を有するに至ることになるのは明らかです。

結局、公開買付者としては、公開買付者グループとして、実質的に株主総会の特別決議事項の成否を左右することのできる議決権を取得し、対象会社の経営に影響を及ぼすことを目的としているのではないのでしょうか。そのような説明を公開買付届出書に記載する必要がないと判断された理由をご説明ください。

(3) 本公開買付けをこの時期に開始した目的

公開買付者は、「議決権の行使により対象者の経営を支配すること又は重要提案行為等若しくは取締役の派遣により対象者の経営に影響を及ぼすことを目的としていない」「純投資」目的と説明しながら、他方で、対象者の定時株主総会における議決権行使の基準日である 3 月 31 日の直前の 3 月 30 日が決済開始日となるスケジュールで本公開買付けを実施し、本公開買付けにより取得した対象者株式についても議決権を確保して対象者の定時株主総会において影響力を持つ意図を有しているように見受けられます。対象者の定時株主総会において議決権を行使できるタイミングで敢えて本公開買付けを実施した理由について、「純投資」目的との関係を含め、具体的にご説明ください。

(4) 対象者株式の保有目的

公開買付者グループの他の投資先である新立川航空機株式会社、立飛企業株式会社、テクモ

株式会社、株式会社学研ホールディングス、日産車体株式会社、株式会社テーオーシー、株式会社ナイガイ、三井金属エンジニアリング株式会社及び鳥居薬品株式会社の大量保有報告書の変更報告書によれば、公開買付者グループは、各社の株式の保有目的をいずれも当初は「純投資」としておきながら、途中から「投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと」ないしこれに準ずる記載に変更しています。

公開買付者グループにおいては、対象者株式に関しても、現時点では、「純投資」目的と記載しておきながら、後日、「投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行う」という記載に変更されるのではないのでしょうか。

(5) 対象者株式の処分（投資回収）に関する方針

本公開買付け後の公開買付者の株券等保有割合は最大 33%となるどころ、公開買付者においては、投資回収方法としてどのような方法を想定しているのか、その具体的な方法、内容及び条件、並びに投資回収を予定している時期等についてご説明ください。

(6) 対象者株式の追加取得の予定の有無

公開買付届出書によれば、公開買付者グループは、議決権割合にして 33%を超えて対象者株式の取得を予定していないとのことですが、本公開買付け後、その予定を変更されるのではないのでしょうか。

(7) 必要情報の提供の有無

対象者は、エフィッシモから、対象者の提出した平成 23 年 9 月 21 日付「必要情報リスト」及び平成 23 年 12 月 16 日付「追加必要情報リスト」に対する回答（その内容については対象者の平成 24 年 5 月 24 日付プレスリリース「大規模買付者からの書簡の受領及び必要情報の開示について」により公表しており、以下「本回答」と総称します。）を受領しており、また、今般、エフィッシモから、平成 27 年 2 月 6 日付「提出済み必要情報の更新について」と題する資料（以下「本追加資料」といいます。）により追加情報の提供を受けております。

本回答に記載された内容については、本追加資料に記載されたものの他には一切変更がないと理解してよいか、また、仮に変更がある場合には、その具体的な内容についてご説明ください。

以上